

岡山県臓器移植推進連絡協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 臓器移植に関する医療を促進するため、臓器移植体制の整備及び関係機関・団体との連絡調整を行うとともに、広く、県民に対して正しい知識の普及啓発を図るため「岡山県臓器移植推進連絡協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 臓器移植体制の整備に関する事。
- (2) 臓器提供の情報に関する事。
- (3) 臓器提供についての意思表示カードの普及に関する事。
- (4) 臓器移植の知識の普及啓発に関する事。
- (5) 関係機関及び団体との連絡調整に関する事。
- (6) その他、臓器移植促進のため必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会は、20名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者及び関係機関・団体の中から知事が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、任期満了後であっても、次任期の委員を委嘱するまでは、その職を行うものとする。

(役員)

第5条 協議会に、委員の互選により次の役員を置く。

会 長 1名
副会長 1名

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が召集し、会長が議長となる。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健医療部医薬安全課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、昭和62年7月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年1月5日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。